

## 第8 火気使用工事届出書

(組合規則第11条第1項第5号)

### 1 火気使用工事届出書に必要な書類及び編さん

火気使用工事届出書に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 火気使用工事届出書（組合規則様式第17号）
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 安全対策
- (5) 火気使用器具
- (6) 火気使用場所図面

### 2 申請の方法

変更許可を要さない変更工事（組合規則第11条第1項第5号により資料提出をした場合を除く。）で、当該工事において火気を使用するものにあつては危険物製造所等火気使用工事届出が必要となる。

なお、同一敷地内は、一括して受理することができるものとする。

### 3 安全対策の内容

安全対策の内容には少なくとも次の留意事項が含まれていること。

- (1) 工事前には、関係者と十分な打合せを行い、工事内容、安全対策、通報体制等について確認すること。
- (2) 火気使用中は、事業所担当者が立会い、安全管理に努めること。
- (3) 工事中は、災害に備え消火器の増設等の対策を講ずること。
- (4) 工事内容に変更が生じた場合、届出者は予防課と協議すること。
- (5) その他、予防規程及び社内の安全規程等を遵守すること。

### 4 火気使用工事届出書の例外

火気使用工事を行うにあたり、防火塀の設置を伴うものを除き、自主安全対策におおむね次の事項が示され、それを消防長が認めた場合には、3か月間火気使用届出を提出しないことができるものとする。

#### (1) 事前対策

ア 工事着工前に事業者と工事担当者が事前打ち合わせを行い、安全対策及び災害時の通報、消火対策について確認を行う。

イ 火気使用工具等について、事業者が立ち会い、安全性の確認を行う。

ウ 可燃性蒸気の発生又は滞留する場所については、工事着工前にガス検知を行い安全を確認する。

エ 工事場所には消火栓又は消火器を2本以上常備し、状況に応じて散水、耐火シート等の措置を講じる。

オ その他状況に応じて、必要な事項。

(2) 工事中の対策

ア 火気使用工事中は事業者が立ち会い、安全確保に努める。

イ 事業者は工事担当者に対して、気象状況に応じて静電気防止対策等の適切な指導を行う。

ウ 工事中についても、工事の内容によりガス検知を継続する。

エ 工事中の喫煙管理等の指導を行う。

オ 消火配管の変更工事を行う場合、当該消火配管の使用不能期間中の代替措置を講ずる。

カ その他状況に応じて、必要な事項。